

2020年11月5日

中国の改正専利法における専利権侵害に対する賠償

顧問・中国特許弁理士
鐘 晶 (Zhong Jin)



2020年10月17日に《中華人民共和國専利法》の第4次改正が決定され、2021年6月1日から実施されます。今回の改正は、主に、『専利権者の合法的な権益を保護』、『専利の実施と応用の促進』、『専利付与制度の整備』の方面にかかります。

その中で、『専利権の合法的な権益を保護』においては特に重要な改正があり、故意侵害の賠償の面において懲罰賠償制度が導入されています。

知的財産分野において、侵害者に対する懲罰賠償の導入は、英米法の国家においてすでに実施されています。中国でも、2013年の商標法改正において懲罰賠償制度が導入されています。2019年11月1日施行の改正商標法では、懲罰賠償の倍数および法定賠償の額が高められ、懲罰賠償が適用された判決も既に出されています。

懲罰賠償制度の導入の目的は、日本のように権利者が侵害行為により被った損失を補償するに止まらず、故意の侵害者に対して懲罰を行い、もって侵害者および潜在的な侵害者に警告する効果を得ることです。権利者の実際の損失の数倍の賠償額を侵害者に負担させ、侵害コストを違法収益よりも高くすることにより、侵害行為に打撃を与え、それを抑止することができます。

改正後の専利法第71条は次のとおりであり、その第1項に5倍までの懲罰賠償の規定が追加されています。

【第71条】

専利権侵害の賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失**または**侵害者が侵害により得た利益に基づき**確定する**。権利者の損失又は侵害者が得た利益の確定が困難な場合、当該専利の実施料の倍数を参酌して合理的に確定する。**故意の専利権侵害について、情状が重大である場合、上述の方法で確定した額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定することができる。**

専利権者の損失、侵害者が得た利益及び専利権の実施料のいずれについても確定が困難な場合、人民法院は専利権の種類、侵害行為の性質及び経緯等の要素に基づいて、**3万元以上500万元**以下の賠償の支払いを確定できる。

賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出が含まれなければならない。

人民法院は、賠償額を確定するために、権利者がすでに尽力して拳証をしたが、権利侵害行為と関連する帳簿、資料が主に権利侵害者に掌握されている状況の下、権利侵害者に権利侵害

行為と関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。権利侵害者が提供しない又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は、権利者の主張および提供した証拠を参考にして賠償額を判定することができる。

なお、上記第 71 条の第 1 項では損害額の算定において「権利者の損失」と「侵害者の利益」とが択一的に改正され、第 2 項では法定賠償金額が引き上げられ、第 4 項では帳簿等の提出命令が規定され、権利者保護が大幅に強化されています。

筆者が考えるに、懲罰賠償はいくつかある賠償方法のうちの一つであり、安易に懲罰賠償が適用されるべきではなく、法に依拠した適用であるべきです。一方、その関連条件を満たす案件については、裁判所は、積極的に懲罰賠償を適用し、侵害行為に対する制裁および将来の抑止の役割を発揮するようにしていくべきです。

製品を製造したりする者は、主観的な故意の回避に注意が必要であり、「故意の侵害」と認定されるリスクを避けるようにする必要があります。一方、侵害行為を発見した権利者にとっては、主観的な故意侵害の情状に関する証拠資料をできるかぎり収集することが裁判所の支持を得る鍵であると考えられます。

ここで、《最高人民法院 2020 年度司法解释立項計画》においては、「知的財産権の懲罰賠償の適用法律の若干問題に関する解釈」が既に 2021 年上半期の完成項目の一つになっています。

2021 年 6 月 1 日に改正専利法が実施された後は、懲罰賠償の適用条件および判断基準が司法の実践を通じて明らかになっていくだろうし、関連判例については注目を受けて研究の対象となり、専利権の保護の力がさらに強化されていくはずである。

なお、本稿は、経済産業新報 2020 年 5 月 1・15 日号に掲載された拙著のコラムを引用し、加筆・修正を加えたものである。